**令和6年度第1回社会的養育体制整備計画策定ワーキンググループ　議事概要**

日時：令和6年6月14日（金）13時00分～16時00分

場所：議会特別会議室（大）

出席者：荒井委員、伊藤委員、伊山委員、倉石委員、中島委員、中村(み)委員、中村(善)委員、農野委員、牧野委員、山内委員、山下委員（五十音順）

概要：会議冒頭に委員紹介、ワーキンググループ長代理の選出を実施。

〇WG長

それでは議事に入らせていただこうと思いますが、先ほどご説明申し上げました通り、運営要綱第7条に基づき本ワーキンググループにつきましては公開とさせていただいております。また、議事の概要につきましても、会議後速やかに事務局で作成していただき、発言者の名前を伏せた上で、ホームページ等で公表させていただきますので、ご了承願います。なお、本ワーキンググループは公開とさせていただきましたけれども、配慮が必要な子どもたちの安全確保のため各施設での所在地を特定させる等の情報の発言については極力ご配慮いただきますように、よろしくお願い申し上げます。

本日の議事進行ですが、子ども計画との関係及び計画構成案、子どもの権利擁護の取組について等、8つの議題について、ご議論いただくことになります。

それでは議題の1番目ですが、子ども計画との関係及び計画構成案について事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

議題：子ども計画との関係及び計画構成案について

■資料1-1、1-2について、事務局から説明

〇WG長

ありがとうございます。子ども計画との関係、そして整備計画をどう進めていくかという資料1-2の修正部分について説明をいただきました。

特に修正部分については、計画の基本的方向と各項目。そして一時保護の改革、児童相談所の強化に関しましては、第3回で、国の動き等を色々とみながら、また議論していくということですが、何かご質問はございますか。計画の策定にあたって資料1-1のところで第3次の理念、あらゆる子どもが権利の主体として尊重され、社会的養育におけるすべての主体が子どもの最善の利益を追求することで、子どもがぬくもりの中で育ち、自立できる社会の実現というものを引き継ぎながら、ということですが、この点についてもいろいろこの議論の中でも聞いていただけたらと思います。

続いて、子どもの権利擁護の取組について事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

議題：子どもの権利擁護の取組について

■資料２について、事務局から説明

〇WG長

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、委員の先生方、何かご意見や質問ございませんでしょうか。

〇委員

ありがとうございました。これはとても大事なものだと思うんですけれども、計画でも3回やるんですけれども、4回目はまとめですか。このプログラムなんですけれども、この会の位置づけもわからないんですが、研修プログラムの確認というのはここでやるんですか。それともどこか別のとこでやるんですか。

〇事務局

研修プログラム、研修啓発プログラムの確認というのは本ワーキングの中ではなくて、事業展開の中でと考えております。

〇委員

じゃあ、ここでそのプログラムを教えてください、ということは言えないんですか。そのプログラムの内容について意見するということは、ここではしない？

〇事務局

実際受託者が啓発にあたってこういう研修をやっていますということを参考に見ていただくということは可能です。新規事業ではなくて、2年度からモデル事業の中で進めておりますので、色々な施設を回ったり、部会を回ったりというところでアドボカシーとはこういうことです、概念はこう、そして、具体的にやる取組や、こんな意見が出る、というような内容というのは、随時説明させてもらっています。

〇委員

わかりました。あと、どういう研修の中身でどういう講師の人がされるのかとか、この子どもの意見のアドボカシーというのもやはり、子どもの心理状態とか精神状態を踏まえた上で、しっかり受け止めるということが大事になってくるので、場合によっては支援者同士で意見が対立することもあるわけですよね。そういうことをどんなふうにやっていくのかというのはすごく大事なことだと思うので、ちょっとお聞きしたかった。

〇委員

確認しておきたいんですけれども、事業を利用可能な子どもの、事業を利用可能というのは1年間に1回だけのカウントですか。これは人数がどれだけいるかですよね。それだと、表を見ている限りは年に1回チャンスがあるって感じでは。

〇事務局

そうではないです。どういうふうに事業を進めていくかというのを、今後展開を広げていくにあたって検討するんですけれども、今現在受託者がやっている内容は、1月に4回程度施設を訪問させていただいて、子どもの意見を聞かせてもらう。遊びとかいろんな場面を通じて聞かせてもらうというやり方をやっています。なので、それを何回でフィックスするかというのはこれからの議論はあるかと思っていますけれども、年に1回聞いたら終わりとかそういうことは想定していません。

〇委員

ただ、利用できるところは何回も来てもらえて利用できるけれども、利用できないところもあるという形なんですか?

〇事務局

現状で言いますと、アドボケイトの不足や、施設においてもそれぞれ取り組みの準備とかもございまして、展開できている施設はおっしゃる通りアドボケイトが行きますけれども、それ以外の施設については、行けていないというのは実情です。

〇委員

　ゼロか何回かあるかという形になりそうなんですね。それで良いのかどうかと、まんべんなく回数少なくやった方が良いのかどうか、広く、それについてどうでしょうか。

〇事務局

ご指摘のとおりでして、今は実際に事業を回す中でアドボケイトの人数も限界があるというところと、施設にしっかりこの事業の主旨を理解いただいて前向きに受け止めてやってみたいという施設を中心にモデル事業の時代から展開してきていますので、まずはそういった形で今以上の数の施設が手を挙げていただけるように、理解を促進していくというところです。

〇委員

手を挙げる問題ですか。手を挙げなくても必要なことじゃないですか。

〇事務局

理念としてもちろんその通りなんですけれども、ただ施設がこの事業の主旨を十分理解して前向きに受け止めていただいて、受け入れていただく、というところから環境整備を進めていかないといけない事業だと考えております。

〇委員

それは今年度中にやるべきことだと思いますけど。

〇事務局

順次進めているところでございます。

〇WG長

よろしいでしょうか。今この社会的養育計画の整備に関する計画の位置づけ、そして進捗、今度は進め方について若干の修正がございましたので、それにご説明をいただき、今子どもの声を聞く当事者の方々への取り組み、権利擁護の取り組みについて事務局からご説明をいただきまして、今2つご質問をいただきました。

一つ目は研修のプログラムについて、アドボカシー事業の研修プログラムですね。この会議の中でいろいろ確認できるのか、知ることができるのか、そういうご質問でした。随時もしそういうのがあったら紹介していただけると思いますけれども、特に研修というと座って聞いてというイメージが私は非常に強いんですけれども、本当はこれはトレーニング訓練だと思うんです。だから、実際に子どもの声をきちんと聞くことができて、きちんと子どもに対応できて、そしてきちんと周りの人に伝えることができるということを考えると、かなりしっかりとしたプログラムの内容でないといけないかと思います。

一方で、非常にスタッフが必要になってきますので、いきなりたくさんの質の高い方を育てるというのは非常に難しいので、実際にそれをやりながら学んでいき、やりながら修正していくというようなことを今ちょうどやっていただいている途中だと思うんです。だから、早く全ての子どもにそういうサービスを提供することができたら良いんですけれども、少しずつそういう方を育てていくという形になっていくんじゃないかと思っています。ただ、子どもが誰も来てくれないでは困りますので、一日も早くそういう体制を作っていただくことが必要かと思うんですけれども、中には何回もアドボカシーに「来て来て」と言う子もいれば、本当に言えなくて、ずっと抱え込んでいるような子どもたちもいるので、それを見極めながら関わっていくのは、子どもとの関わり方だけじゃなくて、周りのそこで働いておられるスタッフとの信頼関係を作っていくということも非常に大事になってきますので。だから、そういう緊張感を持ちながら大人の中、そういう施設の中に入っていて、子どもたちと関わっていくという形になると思います。

〇委員

ありがとうございます。2点ありまして、1つが意見表明等支援事業の代替養育を必要とする子どもの事業利用可能数の部分ですけど、一時保護の司法関与の関係も関わるかもしれないですけど、一時保護されているお子さんの意見表明等支援事業としてスタートさせていますよ、という取り組みの説明があったかと思います。ただ子どもたちは一時保護所にずっといるわけではなくて、短いスパンで入所退所をされていく中で、そういった子どもたちへの利用をどう考えていったらいいのか、という。そもそもアドボケイトの数が少ないという中で、一時保護の子どもたちの入所退所も多いだろうということを想定したときに、どういう仕組みのあり方がいいのかというところとか。

もう一点が、府の主な取り組みのところに、子どもの権利ノートの活用という記載があり、必要な記載事項の被措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度の確認体制の整備と関わるのかと思うんですけれども、この子どもの権利ノートの部分とか、それ以外にも今、施設でかなりたくさん子どもの権利・意見表明の声を聞く仕組みというのは考えられているかと思っていて、この辺の満足度を施設訪問調査時に児童に確認というのは何か形式的なものがあるのか、その都度何かそういう機会にどうって聞いているのかというところの、大きく2つを聞かせ願えたらと思います。

〇WG長

ありがとうございます。特に一時保護中の子どもについては、どこの施設にどういう形で行くのかなという不安をいっぱい抱えている子どもたちなので、そういう特別な場面に関わるようなアドボケイトが一定想定されているようなんですけれども、事務局から何かコメントありますか。

〇事務局

一時保護所につきましては今年度全3保護所に開始の調整をしているところです。おっしゃるとおり、一時保護はスパンが非常に短いので、頻度高く行かせてもらうことで調整しています。何ヶ月に一回とかではなくて、できるだけ入れ替わるまでの間に行かせてもらうことを想定しています。代替養育を必要とする子どもの数を分母にしているものですから、今年度から全一時保護所で実施することは、このカウントには入っていないんですが、そこは実施していきます。

〇WG長

2点目の子どもたちの満足度については。

〇事務局

ここは正直これからいろいろ検討したいところです。現段階で定性的に何か指標があるわけでもないですし、案として出しておりますけれども、国のKPIの中でそれを捉えるべきという話がある中でどういった方向で捉えられるかというのは、我々も今から模索したいと思っているところです。

〇WG長

ありがとうございます。委員の先生方、何かご意見ございましたら、よろしくお願いします。

〇委員

「里親」という言葉が今の話の中に一言も入っていなかった。ファミリーホームはモデルで1カ所しか入っていないけれども、里親はどう具体的に進んでいくのかなというのは思います。やはり、里親と子どもだけの密室といえば極端な言い方ですけれども、こういうところがとても大事かと思います。他の目が届きにくいところです。この府の主な取組の2番目の〇のところに意見表明等支援委員会を設置とありますけれども、これが具体的にどういう委員会になるのかとか、里親宅に預けられた里子が子どもの権利ノートをどう活用して、里親にも言えない、ケースワーカーにも言えないような、そういうところをケアするわけですよ。だから、アドボケイトがなかなか行かないのであれば、これちょっと困っているんだけど、という軽微なことでも言える、何か手立てができていると、人員がとっても足らないというのは本当にしょうがないこと。本当に残念ですけど、それを無理して広げるところでもないと思うんですけど、それに代替できるようなものが何かあれば、素晴らしい大阪府が先駆的に作られた良いノートがあるので、活用方法とかあったらいいなと思ったりしたんですけど。

〇WG長

ありがとうございます。事務局から何かコメントがございますか。

〇事務局

まず1点目の里親への展開というのは、まさにこれから検討していかなくてはならないことだと思っています。アジェンダの3ページ目、今後の取組方針案というところでお示しのとおり、今現在児童養護施設、ファミリーホーム、そして一時保護所だけなので、未実施種別への拡充の検討ということで書かせていただいております。里親ももちろんそうですし、他の児童心理治療施設、児童自立支援施設、こういったところへの拡大というのをアドボケイトは限られた中ではあるんですけれども、やっていきたいと思っています。その展開について今後の検討かと思っております。

もう1点の意見表明等支援委員会がどういうスキームなのかというところですけど、大阪府の子ども家庭審議会の中に被措置児童等援助専門部会があり、被措置児童等虐待、子どもの権利に関する部会ですけれども、この部会委員は有識者、医師そして弁護士等からなります。本委員会はここにぶら下げるような形で小委員会という形で設置させていただいておりまして、そういった弁護士の先生、有識者の先生、医師の先生が子どもから意見が出てきたときに、よりどのように適切なケースワークとか、日々の生活処遇をやっていくべきなのかについて、必要に応じて意見を施設、里親、あるいは子ども家庭センターや一時保護所に出していくという形です。キャッチアップの方法としては、今現在想定しているのは、施設等を訪問する児童福祉司や、施設職員に対し、別に中身は一切言わなくて良いので、子どもから何かちょっと第三者に対して言いたい、ということが出てきた場合には、我々家庭支援課に、施設や里親から、あるいは児童福祉司から連絡をいただいて、我々が調査に行かせていただく、そして審議会に諮らせてもらうというスキームを今組ませていただいています。

〇WG長

よろしいでしょうか。このアドボカシーの取り組みが非常に特徴的なのは、いわゆる出前型なんですよね。そこに出かけて行って声を聞く。これまでからずっと待ち受け型の声を聞くというのは多かったんですけれども、今回積極的に出ていこうということなんですね。ただやっぱりそれを本当にするには、ものすごく沢山の人材が必要ですので、例えば、里親の下で育っておられる子どもと里親がどこかに集まられて里親同士話している間、子どもたちがグループになって、そこでいろんな声を聞いたりしながら、そして何か特別に話したいことがあったら、じゃあ個別に話しするという取り組みももしかしたら必要かもわかりませんので。そうなってくると、半分は里親と子どもがどこかに集まっていただく、どちらかというと半分出前型ですか。以前アメリカでそういう取り組みをしているというのを聞いたことがあって、アメリカは国土が広いですから、車で出かけていくわけですけれども、その車で送っていくボランティアという方がおられるんですね。すごいなと思ったことがあります。色々な工夫が今後もっと必要になってくるのかなという気がしています。よろしいでしょうか。はい、お願いします。

〇委員

社会的養護の施設ということですけれども、母子生活支援施設に関しては、この対象というところになるのか分からないですが、対象になっていくのでしょうか。母子生活支援施設も権利ノートというのは、作業しているんですけれども、そういうのが生かされるのかなと思います。

〇事務局

現時点で各種別に対して広げていくのは重要だと思っていますけれども、どのタイミングで母子生活支援施設を含めていくかというのは、現段階では検討が進んでいないところです。

〇委員

母子生活支援施設で生活している子どもも一緒なので、できるだけ早くそういう形の事業に加えていただけたらなと思いますので、よろしくお願いします。

〇委員

アドボケイトが施設を回る数が少しずつ増えていくんだろうけど、一気に全施設はできないと思うんですけど、その間の政策として子どもの権利ノートというのがあると思うんですけど、子どもの権利ノートはやっぱり一冊しかないし、それを何書こうか迷ったら何も書けなくなったりとか、それを増やしてもらおうと思ったときに職員に「このノート欲しいんだけど」って言って、もらったりとかすると思うんですけど、そうなると、職員に「じゃあ何書くの？」って聞かれたりとかということがあったりとかして、なかなか子どもの権利ノートが、子どもが自由に書いて出せる状況じゃないかなと思っていて、他のアドボケイトが全施設に回れるようになる体制になるまでの案みたいなのが、他にあったりするんですか。

〇委員

今、委員から発言があったことに関連したので、聞こうと思ってたんですけれども、アドボケイトが訪問していって、そのときに子どもが言いたいことを言えるというだけじゃなくて、アドボケイトが来ないとか、次来るまで待てないときに子どもから言える、例えば掲示板みたいなものとか、ウェブサイトでここに何か書き込んでほしいみたいな。こちらからアウトリーチしていくこともすごく大事なんですけど、子どもが言いたいときにすぐ言える。さっきあったように「権利ノートください」とか、こういうのを言いたいなと思って職員に言うこと自体にちょっとハードルがバリアがあるって結構あると思うんですよ。なので、子どもがこれちょっと聞きたいな、言いたいなっていうときに、子どもの意思でスマホだったりパソコンだったり、いろんなものを使って書き込めるみたいなのがあると良いなと。イギリスとかだと結構そういうサイトをアドボカシー機関が持ってたりするんですけど、そういうのって何かありますか?

〇WG長

ありがとうございます。どうですか。

〇事務局

現時点ではございません。おっしゃるお話、よくわかります。我々もできるだけ展開していきたいと思う中で、訪問の頻度もそうですけど、まず大阪府の代替養育を必要とする子どもたちが等しく同じ権利を享受するべきだと思いますし、また併せてそういう思いが出たときにいけるというのが最終の理想型と思っています。それに向けて努力していきたいと思いますし、今貴重なご意見いただいていると思いますので、検討していきたいと思います。

〇委員

権利擁護は意見を聞いて終わりじゃないんですよね。意見を聞いた後、その声にどうフィードバックを返すかというところまでが多分セットだと思うんです。なので、今自分で言ったんですけど、意見をもっと子どもが言いやすい仕組みを作っていくことと同時に、子どもの言うことを全部聞くべきということではないんですけれども、それに対して、返していく方の体制整備とか人材育成もすごく大事だと思うので、そこも合わせて大阪府としてどんなことができるのかを、計画の中で考えていけたら良いかなと思いました。

〇WG長

ありがとうございます。是非、子どもの声をしっかり引き出せるような何かの仕掛けなり、仕組みが必要だと思うんですけども、同時に子どもの意見を形成する支援、意見を作る支援。声をきちんと言葉に変えていく、そういう支援をアドボケイトの方々が心を砕いてやっていただいているんですけども、委員が言われたように最終的にその声をどのように届けて、その結果どうなるか、それをアドボケイトと子どもが共有するわけですけれど、まず大事なのは、さまざまな事情でもしそれが実現しなかったら、一緒にやっぱり悩んであげる。悲しんであげる。そういうことぐらいしかできないのかもわかりませんし、場合によったら子どもに対していろんなことを教える、育成ですよね。それをどこまでアドボケイトが関わるのかといったことも、実は議論になっている部分もあったりするんですけども、いろんなことを考えながら進めていく大事な事業なのかなと思います。たくさんご意見いただいてありがとうございます。

〇委員

もちろんこういったことは進んでいくべきだろうし、またより多くの子どもたちに意見聴取というようなことが必要だと思うのは、よくよくわかります。もっとも、それを外で相談しなくても中でしっかりとしたことができるのに越したことはないんでしょうけれども、それでもまた第三者が意見を聞くという意味合いから必要だと思うんですが。例えば職員間のことを主任並びに施設長に、というようなシステムは作っていますけれども、入口の部分で失敗すると、上手くいくものも上手くいかないというようなことが往々にしてありますので。ましてや、第三者のアドボケイトが来ていただいて、それを進めるにあたって、やっぱり現場との最初の入口部分でしっかりと、机上の理想だけじゃなくて、「最初失敗するとなかなか上手くいかない」というような、「人を変えたら良い」では、済まない部分も出てくると思いますので。それともちろん施設側もしっかりとそれの意義と研修と、その後の受け皿的な、それの検証を、今、本当に先生が言われたことと一緒だと思います。あと一緒になって検討する場所、場面が必要になってくると思います。これは急ぐことかもわかりませんけども、「制度的に作っておいたら良い」じゃなくて、「やってから考えよう」じゃなくて、いろんな想定をしていただいてやっていただくのがいいんじゃないかな、と思います。以上です。

〇WG長

そうしましたら続いて、各年度の代替養育を必要とする子どもの数の見込みについて、および里親やファミリーホームの委託の推進に向けた取組について両方合わせてご説明をよろしくお願いします。資料3と4-1、4-2とお願いします。

議題：各年度の代替養育を必要とする子どもの数の見込み、里親やファミリーホームの委託の推進に向けた取組について

■資料3、4-1、4-2について、事務局から説明

〇WG長

ありがとうございます。ただいまご説明いただきました、代替養育を必要とする子どもの見込み数および、今後の里親委託のあり方についてご検討いただくために、客観的な情報をいろいろとご用意いただきました。委員の先生方ご質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇委員

これは現場のワーカーのご苦労とここで話しすることって、結構乖離してしまって、そこを許していただきたいんですけれども、この資料でいうと、別紙にワーカーの、「本当は里親に委託したいんだけど、なかなかそういかずに施設の方に行く」との話がありましたよね。ここのところで取組方針のところには実親への里親の同意促進とか、実親への同意説明の統一とあるんですが、こういうことが現実的にできるんですか。

〇事務局

検討していきたいというところなんですけど、同意は取ることが前提だと思ってます。一方で、里親はどういう方たちなのかとか、児童養護施設はどういうところなのかというところを統一的に丁寧に説明するというところで、別に踏み絵を踏ませるとか、そういうことではなくて、より家庭的な支援が必要であれば里親。

〇委員

これまでもされてるんじゃないですか。

〇事務局

もちろんそれぞれやらせていただいてる内容だと思ってます。

〇委員

むしろ、28条になると不同意になると、施設か、里親かというのが、ケースワーク上は機動性が高まるわけですよね。子どものこととかいろいろ置いた上でのケースワーク上の機動性としてはそうなるわけなんだけども。その辺までは踏み込まずにこれまでやってきたことの、実親のところでやはり丁寧な説明をやっていきます、ということですか。

〇委員

まず、そのお話の前に国の策定要領を読んで一つ気になった点を私も触れておきたいんですけど、国の策定要領の30ページ目あたりのところに、親の同意を取るにあたって、里親か施設等の選択を前提としない同意書の活用みたいなことを書いてあるんですけども、なかなかそこは難しい話があって、子どもがどこに行ってどういう生活をするのかということを説明しないで、同意を得るということはありえないということになってくるから、里親委託どうするんですか、同意してもらえますかという形でアプローチするのが基本だと思っています。あとはこの同意が得られないことによって里親委託に至らないケースが多いとなったときに、もっと28条申し立てを活用したら良いのではないかという意見も当然出てこようかと思うんですけども、その親に子どもを監護させることが適切でないという判断が得られるのであれば、それが施設だろうが里親だろうが、裁判所は児童相談所の判断にお任せしますとなると思うんです。ただ、だからといっても、28条申し立てをどんどんこれまで以上に活用して里親に委託すれば良いというわけには思えない部分があります。というのはやはり割と28条申し立てをしていて多いのが、それなりに一定期間は親子分離するけれども、ある程度支援をしたら返せるのではないかというところが件数としては多いと思うんです。そうなったときに保護者が、子どもがどこで生活するかというところに関して非常に納得をしないというか、「施設だったら良いと言っているのに、なんで里親になるんだ」というところになっていると、話がなかなかそこで引っかかってしまって、それ以上のその養育の問題の話とか子どもとの関わりのところになかなか深まりが出ないということもあるので、児童相談所としては、そこは施設種別というか、どこに行ってもらうかということに対する親の意向は相当重視しなければならないだろうなと思います。

あと、もう一つ、やはり最近の考え方を踏まえて、児童相談所の方も種別選択のときに里親を検討するということの意識は昔よりずいぶん高まっていると思います。「このケース、里親も検討しているんですが」とか、場合によっては「一旦施設に行ってもらうんだけども、良い里親がいたら里親に委託変更できるように、ちょっと柔軟性がある家庭裁判所の審判が取れないか」というようなところのご相談もあるので、そういう意味では意識は高まっているんだろうけれども、やはり里親にお願いするというケースは、どうしても相当な長期に親子分離することが見込まれるときに、選択されやすい部分があるんだろうなというところがある。しかもさらに最近、状況を難しくしているのは、一時保護の司法審査が入って割と短期間のうちに方針を決めなければならないというところがあって、「この子どうしようかな」というときにじっくりと検討する間がない。早く決めてあげるのも子どもや保護者のためということもよくわかるんです。そうなってくると、まずは保護者の同意を得られるように、いきなり家裁申し立てを活用するというところは、なかなか難しいんだろうなと思っています。

〇WG長

よろしいでしょうか。私は日本の親子の在り方というのをもうちょっと考え直す必要があるかなという気がしています。最近の日本の親が忙しいのと、何よりも親子の在り方についてクローズドな文化がずっと続いてきているような気がするんですね。だから、その里親の家庭に子どもを預けるということに対して非常に親子関係を気にしている親はちょっと抵抗がある。じゃあ施設の方がいろいろと入っていけるだろうみたいな、そんなこともあるんですけども。昔、京都の大学におられる方がアメリカの養子縁組の研究をしていて、アメリカのある州ではオープンアダプション。日本は大体その当時クローズドなアダプションでしたから、誰のところに養子にいったかということをクローズ、産みの親にクローズにしている。

アメリカではオープンやセミオープンというのがあって、セミオープンというのはケースワーカーの関与のもとで、産みの親と、そして養子縁組をした親が出会い、子どもが会うと。オープンというのは、それこそ産みの親と養子縁組した親が常時行き来をしているという状況だった。だから、親子のあり方もまだまだ日本の意識として、里親が根付くというところまでちょっと難しいのかな、という中で親に説明をするというのがなかなか大変なのかなと。

〇委員

最近は実親のところに戻すという方向性が里親からある。肌感として、実親との交流も里親活動の中に入ってきている。だから、やっぱり説明して同意してもらって、顔の見える実親の元に里子を連れて行って一泊してまた迎えに行くということが本当に増えてきているので、同意は丁寧にしていって、子育ての相談もしながら、（里親が）おばあちゃんみたいな存在になったりして、お戻ししてもちょっと一回預かりましょうかみたいな。ちょっとボランティア的なところもあるんですけど、そんなところをして、やっぱり実親のところに戻っていくというのが今主流になりかかっているような感じがします。

〇WG長

ありがとうございます。認識を新たにします。

〇委員

課題感が全く変わらずで、なんで変わっていないんだろうという、ちょっと刺激的な発言をしたいなと思っているんですけど、一つ目が、同意の取りづらさは以前からあったんです。これはずっと課題があって、でも児童相談所にここ数年でたくさんケースワーカーが配置されている状況で、ここの同意の取り方とかノウハウというのが、どこの自治体もすごく課題になっているところがあります。同意を取るというのは絶対必要だろうという中で、そのノウハウというので自治体名は言いませんけど、とある県はこの同意を取るためのいろんなツールを作成して新しいワーカーに説明していくみたいなことを、一から研修されている自治体もあるというぐらい、この同意を取るというものが、ケースワーカーになってすぐにできるというより、そのケースワーカーも施設と里親でどう違うのか、里親制度をちゃんと理解していないと保護者に伝えられないということがある。ここのノウハウの部分を大阪府はどうされているのか。難しいのでもうしませんとはならないとは思いますが、ケースワーカーというかソーシャルワーカーの技術的な部分での大きな課題があるのかもしれないと思った。それは個人のというのではなくて、そういう研修がされているのか、そういうツールがあるのか、ないけどこれからしていくのか、その方向性を聞きたいというのが1点。

あとケアニーズについて出していただいていて、やっぱり里親は良き市民だと思うんです。良い善良な心優しい市民だと思うんですけど、一方で施設と専門性を比較するものではない。なぜなら、「専門的な資格があるから里親になれるわけじゃない」と要件に書かれているから。そうなった時に、ケアニーズが高い子どもたちを施設に、そうでない子どもを里親にとするのであれば、そもそもケアニーズをどうやって測っていくのか。それはすごく難しいというか、手帳があったらケアニーズが高いかとか、そういう話では決してない。里親に委託できる子どもはどういう子どもなのか、大阪府としての考え方を整理しておかないと、里親に求める期待値が高くなって、そうなると成り手がすごく少ないということが起きているんじゃないのかということを、考え直さないといけないかもしれない。ケアニーズや里親への期待値も考えた時に、専門里親の成り手を開拓していくのはどう考えているのか、そういうことも考えないといけないというところも含めて、全体的に里親制度とか里親登録とか、大阪府でどう考えていくのかを考えないと、委託率が下がるって最近あんまり聞かないので、大阪府の開拓、もう少し民間フォスタリングなども入れてしっかり考えないといけない。行政側のサイドの問題というのを全体的に考えないといけない。今日何かしろとか、今日決めてくれとか答え出していくということではないですけど、第3回までにいろいろ考えないといけないと私自身思ったというところです。

〇WG長

ありがとうございます。大阪府がどう考えますかということですけど、大阪府がどう考えるかということについて、私たちが意見を述べるという形ですので、ぜひいろんな観点からご質問ご意見いただけたらと思うんですけれども。

親だけが子どもを育てているわけではないと思うんです。学校の先生が教えてくださったり、あるいは友達の親が教えてくださったり。だから、親が全て子どもを育てているわけではなく、いろんな大人と出会いながら育ってきているという側面があって、その中で里親という人が目の前に現れたり、その人が手伝ってあげようという、そういうスタンスで関わってくださっている。ただ、やっぱり子どもを手放すということについて、それはもう親だったら抵抗するだろうし、そういうものがなければまた困るわけですけれども、その辺の各観点を考えながらケースワーク的に関わっていくということをやっていただいているんだろうと思うんです。

〇事務局

まず、里親への説明の難しさは従前からの課題であって、ツールを作成するような取り組みは大阪府ではどうなのか、という点についてなんですけれども、大阪府でも、里親とはという説明は種別ごとにいろんな種類、もちろんございますので、リーフレットであるとかしおり的なものはツールを作成してそれを活用して説明をしようというような取り組みは以前からしているところです。ただご指摘ありましたように、我々大阪府の子ども家庭センターもどんどん増員を図っておりますので、たくさん新しい職員が増えてきていて、その中で児童相談所の職員として働くための研修が本当にたくさんある中で、どこまで丁寧に一つ一つの課題について、研修というような取り組みがどこまで深掘りしてできているかというところはまだまだ課題があるというご指摘いただいたとおりかと思います。ツールについても、これまで使ってきた中でどういう効果があったのか、さらに分かりやすい説明をするためにどんなものが必要なのかというところはもちろん、いろいろ今後検討、ブラッシュアップしていく余地はあるものと思います。

最初に委員がおっしゃったように、「これまでもやってきたこと」というのは本当におっしゃるとおりで、ツールの話もそうですけれども、そこをどう乗り越えようかというところは、本当に古くから大阪府の子ども家庭センターで取り組んできたところではあるんですけれども、今申し上げたような現状も踏まえて、さらに一歩踏み込んで検討する余地はまだまだあるのかなというところで、今回今後の取り組み方策として書かせていただいたところです。それ以外にも、大阪府としてどんな子どもであれば里親に委託できるのかといったところの整理であるとか、重たい課題も今頂戴したところなんですけれども、まさにその辺りも検討して、今後計画をどんなふうに記載していくかという本当に第一歩を踏み出した段階ですので、今その辺りも含めて事務局から何か具体的なことをお答えできるというわけではないんですけれども、しっかり課題提起として受け止めたいというところです。以上です。

〇委員

里親、措置変更の問題なんですけれども、いずれ詳しいデータが出されるのかもしれませんけれども、現時点で分かる範囲で、質問と意見です。

措置変更のこの別紙のデータの出し方が、全体の母数で今年里親から措置変更があったケースですよね。これすごく小さく見えるので、1年間に何人新しく里親に委託して、逆に何人措置変更で出ていったか、1年間の結果で見たらかなり大きな数になっているんじゃないですか。1年間の里親に委託した人数は30、40くらいですか。

〇事務局

そうですね。新規委託は毎年度40前後くらいです。

〇委員

10いくつの数が措置変更になっているから、3割とか4割とかの数ですよね。結局措置変更になってしまうと取れますよね。

〇事務局

そうですね。これが年間での措置変更数なので、その措置開始時点が何年前かというのは、ずれがあると思うんですけれども。

〇委員

1年間で見たら入っていく数と出ていく数がこの割合ということは、かなり里親が上手くいっていないということの現れで、それはなぜかということが大事だと思うんですけれども、今回出ている資料の中ではトラウマと愛着の問題が書いてあったんですけれども、里親のところではそんなに大きくないですよね。むしろ発達障がいの問題が結構あると思うんですけれども、それはなぜか。なぜ上手くいっていないかということはすごく大事だと思うんで、これはまたどこか追加で資料出てくるんですか。

〇事務局

そうですね。第3回のときまでにいろいろと検討する、あるいは素案として出すときに対外的にどう説明するかというのがあるんですけれども、分析資料としてまた整理して、皆さんにご議論いただく内容はお示ししたいと思っています。

この措置変更の部分で、養子縁組成立というのはもちろん除いているんですけれども、特に多かった選択肢というのが、子どものケアへの対応不安というのが、3か年で42件ぐらいあるんですけれども、このうち18件というのがそういう形で上がっていて、障がいへの対応に対して、里親としてのキャパオーバーであるとか、そういった評価をしているケースになります。

〇委員

数字を追うこと、そればかり先に出てくる。大切なことかもわからないけれども、中央（国）との乖離がある。それにどうして返答して大阪は目標を立てるのかということだと思うんですが、どう考えても国の目指す数字が出てこないだろうと予測される。単独世帯や年収、私こっちの方が心配で、大阪は年収が全国平均よりも50万円も違う。里親審査部会の中で単独世帯の心配は必ず出ます。「一人で養育するのは大丈夫ですか」と、委員の意見が出ている。これも見ていたら大阪は単独世帯が多いというのがある。国にも強く要望してきたけれども、児童養護施設は「より良い家庭環境」でないと定義つけられてるのは事実ですから、何を言わんやというようなことですが、ケアニーズのことはあまり関係ないようなことをおっしゃったけれども、明らかに現場の中では難しい子どもが増えているのも事実です。施設は、大阪ではよりそういう問題は深刻だと思います。これは確実に一度比べてみたらどうかと思うんですけども。

センターもしっかりとやっておられるので、私はそれを評価しています。ある程度結果を出していかなきゃ、といろいろなことがあるので大変だなと思いますけれども。里親、施設の中で、ただただ一生懸命お預かりした子どもたちの養育をしっかりとやっていきたいなと思うので、どうぞお互いがうまくいけるような形でやっていただきたいなと思います。

〇委員

ありがとうございます。里親・施設とあんまり分けられたくない私ですけれども、施設が長年やってこられたスキルを教えていただきながらやっているつもりなので、敵対しようとは一つも思っておりませんけれども、新ビジョンができて以降、だいぶA型B型と税金をつぎ込んだわけじゃないですか。つぎ込んだのに、私はそんなに数字気にしてませんけれども、里親は増えていませんよね。ある程度増えたけど、バンと。でもこれから平行していって、去年は言いにくいですけど減りました。委託率も減りました。どうしてかという分析のためにこのびっくりするような50万という数字を見つけてくださったと私は思うんですけれども。これだけ税金をかけて何人里親増えたの？と。で、委託率が増えていない。

さっき委員が言ってくださったように、委託解除は今後里親ができなくなるぐらい傷つくこともある。すごい思いをして（里親に）なってなってと、税金もかけて里親になって、委託解除を受けて、「もう私ってダメな里親なの」と、自分にレッテルを貼って二度と里親できないぐらいになってしまっている現実っていうのは何なんだろうと思うんです。中にはレベルの低い里親も生まれてきている。だから里子を選んでしまったりとか、そのお金に換算してしまっている現状からいくと、そこまで数字を引き上げていいのかと。大阪の現状にあった数字というのは慎重に見なきゃいけない。いたずらに里親を増やして、傷つけられる里親を増やして、委託率を上げない、里親を増やさないっていうのは、どうかと思います。

〇WG長

要するに親以外の大人というか、子どもを育てるような何か関わりをするような人が必要なご家庭があって、それは里親なのか施設の職員なのかわからないんですけれども、そういう方がいて、その人の力を借りて育てていこうと。それはできたら家庭的な雰囲気の中で、だから里親、小規模型の施設、あるいはユニット、6人の子どもという環境を作っていこうということだと思うんです。でも私が一番心配してるのは、この国の中でやっぱり社会的子育てというか、子どもを育てることにさほど価値を置かれない人たちが増えてきているという状況の中で、ちょっと厳しいなという気もするんですけどね。

〇委員

国の方では、予防支援に舵をきっていて、市町村がすごく大変な状況に追いこまれているというか、すごく考えないといけないことが増えている中で、ショートステイを受け入れる里親を国の方では進めようとしていて、そこに踏み切っている自治体もありますが、大阪府としてショートステイ、ショートステイの里親はすごく短いんです。これは国に要望していかなければならないことですけど、通常の養育里親と同じようなプロセスで本当に良いのかということも、数日しかいないので、もちろん登録とか種別、養育里親と専門里親という種別だけでいいのかという話は国への要望になるんですけど、ショートステイを大阪府としてどう考えているのかということと、これはそもそも里親数が絶対的に少ない、新規の登録数が圧倒的に少ない中でショートステイなんて考えられないということももちろん分かってはいるんですけど、予防支援を考える中で、子育てサービスの一つにショートステイを活用するときに、現状も市町村的には施設をそこに一から建てるというのは現実的じゃない中で、里親家庭を活用していく方向も考えられるんじゃないか、という府と市町村の話し合いが多分これは別のでもありますけど、今日も里親というテーマなので、ショートステイを考えようと私たちが考えることというよりは、大阪府として方向性がもしあるんだったらお聞きしておきたいです。

〇WG長

ありがとうございます。アフターケア事業部は1970年代ごろに、例えば施設から高校、あるいは中学校出て就職しますよね。一人で下宿しているアパートにおせっかいのおばさんがいて、「何してるの？」「ちゃんと掃除できてるか？」「ご飯ちょっと作ったからおかず持っていこう」みたいな。その卒園した子どもの見守りをしていました。ちょっとできそうなことを誰かにお願いするみたいなことを考えながらしていたんですけれども、だから本当に親以外の誰かが手を差し伸べる。そういうものが必要になってきている。ご家庭があって、そういう方々にいろんなメニューを提供していく必要があるのかな。それは予防の段階から、あるいは施設入所というところまで、そういうものをどう考えていくかというのはあろうかと思います。事務局から何かコメントください。

〇事務局

ショートステイ里親につきましては、大阪府においても市町村から相談が寄せられた際には、協議させていただいています。制度の枠は作らせていただいているんですけれども、現時点での活用実績はございません。市町村事業でもあるので、市町村からするとハードルが高くなるのは、やっぱり児童養護施設だったら、ある意味、預けたらお任せしていけるという形に近い認識が市町村によってはあったりする。それは必ず全部がそんなことではないんですけれども、やはり里親は先ほど「良き市民」というお話もありましたけど、一般家庭なので、預かっている子どもが発熱したらどうするかとか。こういう時に委託している市町村がどうケアできますか、といったことを我々は支援の全体の枠の中で話させていただくんですけれども、その際にやっぱりハードルがあり、簡単ではないなというところで引いていかれるところは何件かございました。

〇委員

先ほどケアニーズのところでも議論になったんですけれども、知的障がいやケアニーズが高い子がこれだけのパーセンテージいて、委託率の目標が0～1歳児は57%、3～5歳は30%がどうなのかと議論が出たんですけれども。里親への期待値が上がるという話もありましたが、里親への期待値だけじゃなく、フォスタリング機関や里親支援への期待値も上がる。一応、国としてはケアニーズ、支援援助方針、家庭復帰の見込みに関わらずどんな子どもでも里親委託をまず検討するという大きな方向性が出ていて、その委託率だけを追っていくと、1人委託すれば何％が上がるんですけど、こういう子どもを里親にお願いするときに、どういう支援をしなければいけないのかという里親支援体制。また、里親の回のときにしっかり話をすることになろうかと思うんですけれども、そこも踏まえてこの家庭養護の推進を大阪府としてどう進めていくのか。フォスタリング機関でできること、フォスタリング機関だけではなく、里親がいろんな子育て支援の医療的なケアも含めて、子育て支援のメニューをどう使いやすくしていくのかというところも検討していかないといけない。データとして単独世帯が多いとかいろいろ出てますけど、だからできませんではなくて、単独世帯の里親が多いから、じゃあ、どんな子どもを委託して、どんな支援が必要なんでしょうねとか、そこの手立てまで一緒に考えていかないといけないなと思ったりしています。

二つ目が、里親委託や家庭養護推進について社会的養護の文脈だけではなく、先ほどショートステイも出ましたが、市町村との連携や地域の子育て支援という文脈で、ショートステイ里親という社会資源をどう地域で確保していくのか。つまり里親をどうこうするではなく、地域で子育てをしている人たちがショートステイ里親使えますよとなった方が、子育てしやすいんじゃないかとか。親子分離しなくても何とかそこで家庭というバイオロジカルな親子としての形を維持しながら、土日や月に1回はそういうのを使っていくことで何とか維持できる家族保全をどうしていくのかという文脈で里親を見ていくということも、そこを分けたほうがいいかな、という。多分、多くの自治体が、ショートステイは委託率に反映しない市町村事業だから、あんまり入ってこないみたいなことは聞くわけです。一時保護や措置というわけですけど、利用する親子にとってはショートステイだろうが一時保護だろうが短期の措置だろうが社会資源なんですよね。里親という人が地域にいて、しんどいときに子どもを預かってくれる人がいる。なのでその委託率を上げていくかどうかという文脈だけじゃなく、大阪府として要対協に登録している家庭が何家庭あって、ショートステイの利用実績がどれくらいあって、だったらもうちょっとショートステイ受けられる里親も増えたほうがいいよね、というような。じゃあ、どういうふうにフォスタリング機関で啓発広報してもらおう。ただただ養育里親募集だけじゃなくて、いろんな里親を必要としている子どもがいるよ、みたいな、地域支援の文脈でも見ていく必要があるかな、というのを思いました。

〇WG長

社会的サポートというか、私たちは自分の手持ちの資源の中で、情緒的なサポートですか、気持ちを聞いてもらって落ち着いたであったり、あるいはうちの子を1時間預かってもらえないかという手段的なサポートを自分たちで見つけながら暮らしているわけですけども、そういうものがあって、それをちょっとしんどい親たちがどのくらい深刻な情緒的なサポートと手段的なサポートが必要なのかというのをやっぱり見極めていく必要があるだろうし、逆にそういう2つのサポートの中でここまでできますよみたいな。そういうことを、いろんなところで作っていく必要があるのかな、という気がします。

〇委員

同意が取れないときの対応というところが一つ言われていたんですけども、例えば一旦施設に措置したけれども、やっぱりこの子は里親が必要だなというところの、措置変更としての里親がこれまで以上に増えている。あるいは年齢が低い子で長期の再統合が困難なときに、28条申立てをもって里親委託をしたというケースが多くないかもしれませんが、あります。なので、里親委託が必要だと思われるときの法的な対応というのは、しっかりなされる意識が持たれているのかなと思っているので、そういう意味では同意が取れないときの対応をどうするかといったときについては、委員が先ほどおっしゃったような同意を得るためのノウハウとかツールなどの策定というところがまず一つ大きいだろうと思っています。

もう一つは、どうしても里親委託をした後、里親のせいでもないし、子のせいでもないけれども、子の出しようが里親にはなかなか抱えていくのが難しくてどうしても措置変更しなければならなくなって。そういうのも法的対応が必要になるとお話を聞くんですけれども、やっぱりそれは子どもの状態に合った一番適切な、子どもが楽に安全にいれる場所に置いてあげることが大事なのであって、数値目標よりも、子どもにとって何が必要なのかというところが一番主眼が置かれるべきだろう、と思っているので、数字を追いかけるだけで、そこをないがしろにしたらいけないとは思っています。

（休憩）

〇WG長

再開します。里親委託に関して様々なご意見をいただきありがとうございます。次回が7月30日。またぜひこの続きで議論をしていただきたいと思いますけども、まだ議題が残ってまして、そちらに移らせていただいてよろしいでしょうか。

それに先立ちまして、前半いろんな話が出た中の感想を一言お聞かせいただけたらと思います。

〇委員

市町村というところで先ほども少しお話が出ていましたけども、ショートステイの分野ですね。人数は年に数件あるのが実情です。ただ、施設が今満床状態でというので、なかなか受け入れていただくことが難しいなと。お話の中で私が勉強不足で申し訳ないのですが、里親のショートステイというものがあるんだというところを今日初めてお聞きして、ありがたかったなというところで、また今後検討させていただきたい。本当に里親をこれからもどんどん増やしていっていただかないといけないことや、市町村も協力を惜しまないような形で考えていきたいというふうに、お話を聞かせていただいて思いました。

〇WG長

ありがとうございます。もともと、市町村は保育入所か児童手当くらいしか担当しておられなかったのが、次から次へと国が都道府県から市町村へといった形で移していかれる。今後も市町村からもいろいろお知恵を拝借できたらと思います。

続きまして、代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組についてご説明をお願いいたします。

議題：代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組について

■資料５について、事務局から説明

〇WG長

ありがとうございます。ただいまのご説明に何かご意見をお持ちでしょうか。

〇委員

最初の頃にありましたけど、アドボカシーのことなんですが、特別養子縁組の子どもたちにもずっとずっと先になるかもしれないですけど、子どもにとったら一緒なので、枠組みの中に入れていただけるとありがたいなと思います。

〇WG長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

　続いて施設の小規模化かつ地域分散化ですか。そちらもご説明いただいて、ご質問ございましたら、お話いただければと思います。

議題：施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組について

■資料６について、事務局から説明

〇WG長

ありがとうございます。ご質問ございますか。

〇委員

施設の小規模化・多機能化で、小規模化が結構いろんな施設で進んできていると思うんですけど、小規模が進んでいく中で、大舎の時にあったルールとか、仕組みのまま小規模に変わってしまうことによって、子どもたちが職員との距離はすごく近くなる一方で、自分たちがやりたいことはできないまま、大舎のままの集団生活のある意味、時間が決められたルールのままで生活しているという施設も結構多いと感じていて、小規模になることによっての子どもたちへのメリットを子どもたちに説明するとか、あと施設も長い歴史の中でいろいろルールとか、運営の仕方を作ってこられたと思うんですけど、それを1回考え直す機会を作ってもらえないかなというのは1つ思います。

〇WG長

ありがとうございます。教育的配慮のもとでの制限であるとか、あと医療的配慮とか健康安全の配慮からの制限であるとか、制度的なものから生じる、例えば外に遊びに行くときに普通のご家庭の子はノートにどこに何時に行きますと書きませんよね。でも措置委託受けているからどこ行ったか分かりません、では済まないので、そういう制度的なところから来る制限であるとか。その3つのものからいろんなルールを作らざるを得ないというところがあるんですけど。けれども、それがなるべく生活に近いようなものにと、職員の意識も変わる必要があるのかなと思うんですけど。だから今、施設でもきっといろいろ先生方も気を配りながら取り組んでおられると思うんですけど。

〇委員

もちろん小規模化、地域分散化のメリットもたくさんあります。課題もあるわけですが職員も子どもとの関わりが難しいし、それを必死でいい面を取り入れてやろうということに進んでいるのは全体的な雰囲気じゃないかなと。ただやりたいけど、いろいろと制度的に、あまりお金のこと言いたくないけれども、都会部はなかなか難しいですね。物件探しから、より良い環境から色々な難しさもありますが、そんなことも言っていられなくて、やっぱりやろうという全体の雰囲気で、今は進んでいくんじゃないかなとは思いますけど。一点残念なのは、人材不足になってきたという。今やりたいんだけどもできないというようなところが、今この時期に当たってしまったなというような。

〇委員

各施設において、できる限り良好な家庭的環境の確保に取り組むことを求めると書いてあるんですけど、この家庭的環境というのはどういうものかを多分認識されていて、国の会議で養育ビジョンのところですごくご苦労されているのは存じ上げているので、そういうところでやっぱり大阪府として、この家庭的環境をどんなふうに考えるのかということを、施設の職員と合意しながら作っていくことが今回必要じゃないかな、とお話をしました。

〇WG長

施設で暮らしていた子どもの口から聞いたんですけども、里親のところに行った時に、「これ冷蔵庫開けて食べてもいいよと言われたけど、それが逆になんか心に刺さった」という話であったり。だから家庭的なものがそこにあるというだけではないなというのが一つ。それともう一つは、施設で子どもたちが「ルール、ルール」と言う話があって、ある時に小学生集めて、施設にルールがどんなものがあるのか教えてと聞いたらいっぱい出てきたんですよね。これルール？というのが中にあって、例えば2階から1階に降りてくる階段に手すりがあるんですけど、石の手すりがそこにお尻を乗せて滑らないって「これルールや」って言ってるんですね。

「ちょっと待って。それルールっていうか当たり前やん」って思うんですけども、誰か職員が注意をしたことが子どもたちの中にルールとなって広がってるという。そんな実態があって、だから、それが本当に家庭的な雰囲気の中で職員と子どもがやりとりする中で、そういうソフト面がものすごく大事なんだろうなっていうね。そういう気がしますけど、事務局さん何かコメントございますか。

〇事務局

ありがとうございます。まさに数字の上では一定進んできたという評価もいただけるのかな、とご説明させていただいたんですけれども、委員がおっしゃったように小規模化も地域分散化も、子どもたちに家庭的な養育を提供するための手段であって目的ではないんだろうと思いますし、中身が一体どんなものなのかというところは、一番大事にしないといけないところはご指摘のとおりかと思います。そういう意味では、今までこうして大阪府としても推進して、各施設が頑張っていただいて進めてきたというところの、実際に進めてきてどうだったのかをしっかり見極める時期にもなっているのかなと思いますし、委員のおっしゃった、実際のところ、職員との距離が縮まっても、制限が変わっていないみたいに感じる子が多いというところも真摯に受け止めながら、今後どのように家庭的な養育をさらに進めていくのかを、また様々なご意見、今日のようにいただきながら第三回の会議で深めていけたら、と考えております。本当にいろいろご意見いただきましてありがとうございます。

〇委員

施設の小規模化かつ地域分散化のところで、先ほど委員からも家庭的環境の確保に取り組むというところで、具体的にどういうことなのかとあったんですけど、一方で高機能化も言われているわけですね。先ほど子どもたちの中でケアニーズの高い子どもが多いというデータがありました。里親では難しい子どもが来るとか、措置変更が増えてるという話の中で、家庭的な環境を目指すというところと、ケアニーズの高い難しい子どもを高い専門性で見ていくということを、どう両立していくのかというかなり難しい課題に施設は直面していると思うんです。その中で、この目標とか計画を見たときに単に専門職の加配が何人ということだけで、加配が何人増えたから専門性が上がった、高機能化したとなかなか言いづらいところで、高機能化のためにどんなことを計画に盛り込んでいけるのかも、考えていかなければいけないなと思うんですね。その中でやっぱり里親の文脈では里親支援、フォスタリング機関が出てくるんですけど、施設職員の支援というか支援者支援もやはり大事で、例えば人材がなかなかいないとか成り手がいないとかなっても結構疲弊して辞めてしまう職員が多い中で、人材育成の部分でどういうふうに大阪府として各施設でできる取り組みをバックアップできるのかとか、処遇改善加算研修とか、スーパーバイザー研修とか、いろいろ施設職員の専門性を高める研修もあるけど、現場は忙しくてそこになかなか人を出せないとかいろんなこともあると思うので、ユニットがいくつ増えた、グループホームがいくつ増えて加配が何人増えたということだけじゃなく、家庭的の中身と高機能化の中身と、そこにどう府としてバックアップできるのかを、ぜひ3回目の施設が中心の時の回で考えていけたらと思ってます。以上です。

〇委員

施設の小規模化が進んでいます。里親は、ファミリーホームが増えてきています。スキルに限界が来て疲弊しているファミリーホームの場合、4S制度ができて、施設の方と仲良くなれたと思うんです。総称すると、スキルを混ぜるではないですけど、大舎制度はスキルが変わってきてるんだと、里親とファミリーホームでスキルが違うんだという認識が少しできてきているんじゃないかと思っていまして、これはどうしたらいいのかと日頃考えるようになってきてるんですけれども、例えば簡単な方法で行くと交流から始めたらどうかと思っていまして、先ほどもありましたけど、里親の研修は施設の方と一緒に受けることがないんです。4Sとは支援者としてサロンに来ていただく方には会うんですけれども、一緒に研修を受けるってすごく簡単じゃないかな、と私は思っていまして、一緒に小規模化の研修を里親も施設も一緒に参加する。そして仲間ができて、そういうこともするのねって、ピアになるのか立場が違うので分かりませんけれども、簡単な方法として、最近の私見でございますけれども、考えております。

〇委員

施設の小規模化が進んだ時に、アフターケアのあり方が変わってくるんじゃないかなと思っていて、大舎の施設、私すごく大好きなんですけど。良さとして、同い年とか年が近い子たちとの関わりがすごくたくさんあるんですね。そこでの子どもたちの絆がすごく強くって、きょうだいじゃないけど友達でもないぐらいの関係ですごく仲良くて。施設を出た後に困ったことがあった時に一番初めに相談するのはそういう子たちだと感じていて、そこでみんなで支え合って生きてるということをすごく感じるんですけど、小規模になっていくことで、近い年の子たちとの関わりがすごく減って、なかなか子どもたちとのたくさんの絆みたいなのができないと思っている。そうなった時のアフターケアや、子どもたちの支援のあり方を考えていかなければならないのかなと思っていて、そこは施設職員が担うみたいなことを結構いろんなところで書いてたりするんですけど、現場が忙しくて、それどころじゃ多分ないと思うので、そこのあり方みたいなのも考えてほしいなと思いました。

〇WG長

ありがとうございます。仲間づくりということについても、大阪府かなり専門的に取り組みをやったりしますし、もう一つ委員がおっしゃられたように、以前各都道府県でどんな専門研修をしておられるのかを調べさせていただいたら、児童福祉の施設に勤める方々だけの研修会を県社協でやっておられるところは意外と少ないんです。施設がそんなに多くなかったというところも結構ありますのでね。だから、いろんな分野の福祉の新任職員を集めたりしながら研修しているんですね。だから大阪府なんか本当に、社協あたりでもそういう児童福祉施設の職員だけの新任職員の研修会をしておられる。そういう強みがあるので、ぜひそんなあたりも考えられたらなと思うんですけど。

〇委員

　私は児童自立支援施設のあり方を気にはしておりまして、児童自立支援施設に入ってくる子のタイプがだいぶ変わってきてるなと、今は本当に一人一人全然違うとよく感じています。児童自立支援施設も地域によって稼働率が違うとお聞きするんですけど、大阪で非常に沢山の子が入所していて、どこでもなかなか上手いこといかなかった子の最後の砦みたいな感じに思われてるところもあるんですけども、どうしてもさまざまな課題を持ったバラエティに富んだ子を一つの施設で抱えていくことは、なかなか難しさが生じてきてるんではないかなと思っていて。ただ入所率がそれこそあるということは、ニーズのある施設なんだろうと思ってまして、そこら辺り、もちろん施設として取り組むべき、周りから支えるべき部分というところはあると思いますけども、今一度その辺りの入ってくる子に適切に対応できるように、みんなでタッグ組んで方法をちょっと考えていただきたいな、とは思います。

〇委員

本体施設と地域小規模と施設の話が出たので発言します。「小規模行きたい」とか「いや、本体がいい」という子が確かにいます。「地域行きたくない。本体で生活したい」と。先ほどあったように学年の同年代の絆があればね。本体機能をしっかりとして地域分散化をサポートできる。また先ほどから出ている里親支援の機能を、支援員とともにやる。いろいろと本体機能でやれることがあるので、本体機能のあるべき姿とか、やらねばならない内容というのがあると思いますね。研修機能も本体でもできますし、研修なんてもう3倍も4倍も多くなりました。それだけ難しくなったと思いますけども、特に大阪は権利養護に力を入れてるんですよ。大阪は昔から権利擁護の、権利ノートも一番最初からね。やっぱり重要性はみんな持ってると思います。

〇WG長

いかがでしょうか、なければ先に社会的養護自立支援の推進に向けた取組と母子生活支援施設の活用について合わせてご説明いただき、時間とっていろいろ議論したいなと思うんですけど、よろしいでしょうか。事務局から資料7と8を合わせてご説明お願いいたします。

議題：社会的養護自立支援の推進に向けた取組、母子生活支援施設の活用について

■資料７、８について、事務局から説明

〇WG長

いかがでしょうか。ご質問ございませんか。

〇委員

府が活用について書かれてまして、また前回も活用というのが書かれてたんですけども、あまり具体的でなかったので、その時にもお話をさせていただいたつもりでいるんですけど、別紙で意見を付けさせていただきました。前半に関しては、家庭養育優先原則というところで、母子生活支援施設の活用をさらに進めていただきたいという意味を込めて状況を書いています。策定要領の7ページのところで書いてるんですけども、支援を必要とする妊産婦の支援における取り組みということで、今回の計画の構成案では次回になるのかもわかりませんけども、母子生活支援施設を利用される方には妊産婦の方もおられます。もちろん母が上の子を連れてお腹を大きくして入居される方もおられます。そういう方も、入居されて活用されてるのは現実でありまして、そのために安全に出産されるまで支援をしていくことも母子生活支援施設の仕事にもなっております。

あと市町村の子ども家庭支援体制構築に向けた都道府県の取り組みということで、市町村において虐待等に至る前の予防的な支援や親子関係再構築に向けた支援を効果的に実施することが求められていることを市町村においてということで書かれてるんですけども、母子生活支援施設は市町村が所轄になり、市町村と連携をしていかないといけない。今ここでこうやって計画を立てていただけてるんですけども、本当に市町村がその辺の連携が可能なのかは、全母子生活支援施設の懸念のところで、先ほどもお話したように、母子生活支援施設は出産に関わること、産前産後の支援とか、親子再構築支援とか、普段から施設に親子でおられますので、そういう支援をやっております。また地域支援ということで、退所した後、地域に住まれる家族も多くおられますので、その方々を通じながら、地域で困っている一人親も含めて支援をしている実績も持っている。大きく言ってみますと、児童養護施設や乳児院はケアが中心になってきますが、母子の場合はケースワークが結構多い状況になってくると思います。それは、母が抱えた課題をいろんな社会資源の方々と一緒に解決していくということが実践の中にありますので、まず離婚もそうですが、弁護士と一緒に解決に向けた形を整えていくとか、また医療に関しては、先ほども資料にありましたが、母自身が障がいを持っている。子どもも多いんですけども、そういう方々を一緒に通院支援、服薬管理もやっております。そういう意味では、ここに書いていただいたような医療職員の配置に関しても国に働きかけていただきたいというのは言えるところです。

また、次のところでは、母子生活支援施設の体制整備、活用促進というところで、若年妊婦、特定妊婦を含めた妊婦支援をしています。あと、障がいのある親と子の相互の支援ということで、そのノウハウを蓄積した施設ということを言わせていただいています。評価の指標においても、母子生活支援に関わる目標を明記して親子相互へのソーシャルワークが可能な重要な社会資源としての推進計画に位置づけることでさらに施設の高機能化、多機能化が図れ、地域支援の必要量の向上につながっていくと考えますと書かせていただいています。今まで、児童養護施設、乳児院は高機能化、多機能化を国示されてるんですけども、前回の国の審議会でも、母子生活支援施設の高機能化、多機能化を国も明記していますので、母子生活支援施設全体が、高機能化、多機能化に向けた事業を進めております。ただ、そこで必ず市町村が大きな影響をもちます。母子生活支援施設が親子支援事業をしたい、産前産後の支援をしたいと訴えても、市町村から拒まれたら、それでおしまいのところがあります。常に都道府県もしっかりと市町村と連携をして、その地域のニーズに応えられる施設として活用していただけたらと思っています。

最後になりますけども、母子生活支援施設は子どもの施設であるんですけども、どうしても課題を抱えた、問題を持った母が必ずおられます。そこに子どもがいる状況になっています。だから、そこは女性相談支援センターの一時保護を受けてもおりますし、またその方々を支援してるんですけど、その方々が遂にスムーズに住むところと支援を受けながら施設を利用しようと思った時も、必ずそこで市町村との交渉が出てきます。だからそこで断られてしまって途切れてしまうケースも、結構見ている状況であります。地域、住んでるところによって、その市町村によって格差があり、それが子ども、母の人生が変わってくるという現状があります。そういう意味では活用と言われる部分で推進計画の中からになるのかもわかりませんが、活用をしっかりと市町村に支えていただけたらと切に願うところであります。

〇WG長

貴重なペーパーを出していただきましてありがとうございます。いかがでしょうか。

〇委員

女性保護施設について補足的に。子どものことで、今日の資料も頑張って拾い上げてもらったと思うんですけども、手帳の該当を今持っていないという可能性があるケースをね。実際は子どもに関してもうちょっと多いと思います。子どもは精神障がい者の手帳というのは発達障がいですけども、もうちょっといるという感じもあるし。それからDVケースが多くて、それ以外でもネグレクト状況も結構あるから虐待ケースになるんですよね。もちろんDV自体が心理的虐待だけども、そうでない直接虐待も大体半分くらいは受けてるので、そういうニーズもある子どもがいるんだろうと思います。そのため手帳に該当や、診断ももうちょっとあると思うし、子どもの心理的ケアのニーズももうちょっとあると数字を見て感じました。どうでしょうか。

〇委員

本当にその通りです。ただ本当にボーダーな子たちが多いと感じるところです。だから特に先ほど言った母も、そういう虐待傾向がある人を両方抱えてるんで、かなり支援は重くなってくるんですけども。ただ手帳を持ってる子どもはいるけども、本当にボーダーの子どもが多くおられる。またそれが少しずつ増えてきてる、というのが感じるところです。

〇委員

自立支援の部分で、若者たちは基本的に同じところに留まらない。働きに出たり、大学にしても生活の場が変わっていく中で、自立支援のこの数字を出していくことは実はすごく難しいことだと思っている。一点お聞きしたいのが大阪府下の社会的擁護を経験した方の退所者調査は直近でいつされているのか。あと拠点事業としては一つですけど、大阪府・大阪市・堺市でカバーして拠点が一つは、現実的にどうかというのと、あともう一つ特徴的なのが施設経験者と里親家庭経験者はあるあるで話す内容が違ったりするので、できたらそのピアを考えると、里親家庭を経験した人たちの集いがあった方が、どうしても施設経験者の方が圧倒的に日本で多いので、つい施設あるあるで、もちろんそれがすごく生きる糧になって、私一人じゃないんだと孤独感も減らせるみたいな感じで有効ですけど、この拠点で里親家庭の経験者が来た時に10人中9人が施設経験者だったら多分里親家庭経験者の若者はすごく辛い思いするんじゃないかとなった時に、拠点を考える上でその若者のピア的側面を考えた時には、同じような経験をした人たちの集まりの場が、拠点事業は例えば1事業所に単純に事業委託してるだけであって、拠点はいくつかあるのかわかっていない中での発言になるんですけど、この次以降での数量の算出にはなると思いますが、現実的に１つは無理があるんじゃないかと思ったところです。以上です。

〇委員

委員が今おっしゃったことですけれども。たまたま数年前にケアリーバースマイルという団体が偶然できたんですけど、5人で集まってそぼそぼとやっていて、その施設を経験して里親という子もいらっしゃるんですけれども、やはりおっしゃるように率として少ないので、これからどうやって支えていくかは大きなテーマです。また、私も「里親家庭を出ていく子どもの自立担当者がいない」ことを昨年知りまして、これは早急にセンター１つずつぐらいは必要ではないかと思っております。拠点も１つということですけど、そこらへんも聞きたいというところです。

〇WG長

ありがとうございます。施設には自立支援専門職がおられるので、その方を中心にいろんなネットワークとか資源もあったはずなので、それも使えたらいいなとか思ったりもしています。

〇委員

社会的養護経験者の自立支援を必要とするというのは言葉の問題かもしれませんけども、自立できないケースは山ほどあるんですよね。必要な数というのは、18歳で児童施設を出て、それでうまくいってるケースもあれば、3ヶ月くらいして仕事をやめてどうしようもないケースもあります。そのものを含めてちょっと広く見るべきではないのか。だから措置延長で見てるケースに限定したらちょっとしかないかもしれないけども、一回自立支援で見えて動きがないケースは山ほどある。それをどうするかという問題で、施設のアフターケアでカバーしてもらったと思いますけども、どのくらいのケースをアフターケアしてるかを集計してもらった方がよいというのが1点目です。

もう1点は、これ社会的養護経験者等ですよね。国の定義だと、社会的養護を経験していなくて、虐待を受けている、公的には支援を受けてない虐待のサバイバーに関してどうかをこの評価って求められてたわけで、これがこの中に全然入ってない。例えば要対協は18歳で終わりますよね。その中に虐待がまだあるケースは該当すると思うんですけども、それも拾っておくべきではないか、どのくらいいるのかとは感じます。

〇委員

まず、児童自立生活援助事業のⅠ型の自立援助ホームについてですけれども、整備方針ということで入居人数が限られてるんですが、大阪府ではなくて別の自治体で被措置児童等虐待の部会とかに出ていて、ここ数年で感じるのが、自立援助ホームにおける被措置児童等虐待のケースが増えてる気がします。第2種社会福祉事業なので第1種と違って、職員の専門性や職員配置の手薄さ、少なさみたいなのもある。でもこども家庭庁が出しているグラフにもありますが、自立援助ホームは児童心理治療施設の次に、虐待を受けたしんどい子がたくさん入っている施設です。ケアニーズの高い子がすごく入ってる。2番目に入ってる施設で、単に整備していきます、実施箇所数を増やして入居できる人の受け皿を増やしますだけじゃなくて、どこも質が大事で、そこで提供される支援や生活の質をどう担保していくのか、実情把握をどうしていくのかも考えないといけないのかなというのも気になっています。

〇WG長

ありがとうございます。色々と宿題をいただいたんですけど、事務局からコメントを。

〇事務局

今、いくつかいただいたので、返せるものだけ。まず、退所児童の実情把握は前回の計画策定の時にやっているのが最後です。今回、この計画策定と合わせて実施させてもらおうと思っています。今、自立支援拠点事業の数についても色々お話ありました。先ほどの退所児童の実態把握についても、自立支援拠点事業書と退所児童のアンケート調査をやりたいと思うんですけども、拠点事業の数については今現在6年度4月から始めたところというのもあって、どういう形でどのぐらいのニーズがあるのか、おっしゃるように場所としては一箇所で別にサテライトがあるわけではございませんので、やはり、この数ではというところも、もしかしたら議論としてはあり得ると思ってます。そこは今後しっかり検討していきたいと思ってます。

また、数の見込みのところでもっと増えるんじゃないかというお話もいただいてます。現状その辺の数字をどうおくのがいいのか難しい中で、継続型の数字をベースに広げていただきましたけれども、先ほど申しました対象者のニーズ調査の中で、もし上手く対外的にエビデンスを持って説明できる数字が出てきたら、ぜひ活用したいと思ってます。

〇委員

ある程度わかっていたので昨年からいろんな議論、それと調査もいたしました。資料は行政と共有をいたしております。また、今後も行政ともいろんなことを一緒になってしようと考えております。あと、冗談で笑い話ですが、施設のルールが多いことについて施設職員でも、知らないルールがありまして、勝手に子どもらで作ったりもしてる。そういう施設の中の、なごやかなところもあるんですよと私は声を大にしていろんなところで言いたいと思ってます。

〇WG長

ありがとうございます。本当にいろんな角度からご意見いただきありがとうございます。また今日のご意見を元に次回以降、事務局の方でもいろいろとまた調べていただいたりしていただけると思いますので、よろしくお願いいたします。事務局にお返しします。

〇事務局

農野ワーキンググループ長、委員の皆様、多くの貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。次回の部会は7月30日火曜日午前10時からの開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。以上をもちまして、令和6年度第1回社会的養育体制整備計画策定ワーキンググループを閉会させていただきます。